

婦人關係資料シリーズ
一般資料第三十二号

十年間の婦人の歩み

労働省婦人少年局

保存資料

十年間の婦人の歩み

労働省婦人少年局

(三) 雇われて働く婦人	一八
(四) 婦人の職業に関する意識	三三

四、教育の機会	四四
---------	----

(一) 学校教育における婦人	四四
(二) 教員としての婦人	五五
(三) 社会教育と婦人	五六

五、家庭生活	五七
--------	----

(一) 家族関係の変化	五七
(二) 主婦の生活時間	五九
(三) 勤労者の家計	六三
(四) 家族計画	六六

六、農村婦人の生活	六八
-----------	----

(一) 農業と婦人	六八
(二) 農家の婦人の生活様式と意識	七九
(三) 農家の家計	四四

七、婦人団体	八六
--------	----

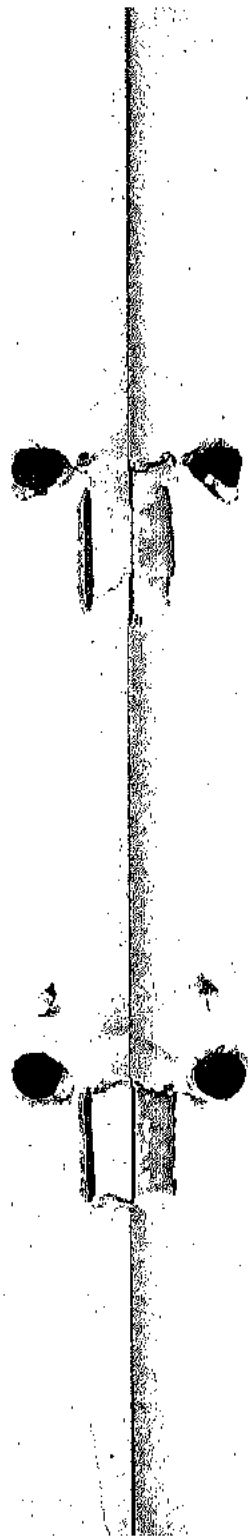
(一) 婦人団体の概況	八六
(二) 婦人団体の活動	八八
(三) 婦人団体に対する婦人の関心	九〇

八、のこされた問題	九三
-----------	----

(一) 未亡人、母子世帯の問題	九三
(二) 荒春問題	九四

付 表

第1表 総選挙における男女有権者数、投票者数及び投票率	一八
第2表 地方選挙における投票率	一八
第3表 衆議院議員選挙における婦人の当選者数及び議席比率	一九
第4表 参議院議員選挙における婦人当選者数、婦人議員数及び議席比率	一九
第5表 地方公共団体の男女別議員数及び町村長数	二〇
第6表 調停委員、民生委員兼児童委員及び優生保護審査会の委員数	二一
第7表 町村会に対する関心	二二
第8表 村会議員をどのように選んだか	二三
第9表 村の税金の使途を知っているか	二三
第10表 生涯年令人口と労働力人口の推移	二四
第11表 雇用者数の推移	二五
第12表 産業別女子雇用者数	二六
第13表 産業別女子雇用指数	二六
第14表 勤続年数別労働者構成率	二七
第15表 労働基準法女子関係条文違反件数	二八
第16表 大学高専在学学生数	二九
第17表 課程別高等学校生徒数	三〇
第18表 結婚や家風についての意見	三一

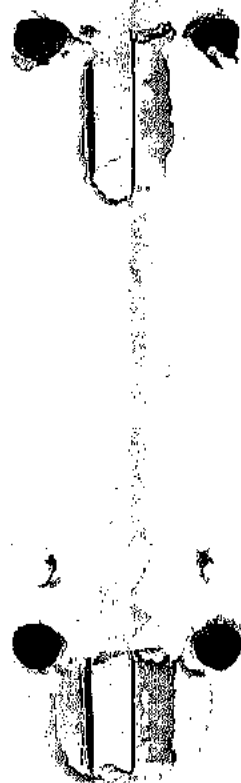


第19表 扶養についての意識	三二
第20表 家事調停事件家事審判事件の受理件数	三三
第21表 妻の家事的生活時間の平日と休日の比較	三三
第22表 消費者物価指数(金都市)	三四
第23表 勤労者世帯生計費関係指数(金都市)	三四
第24表 勤労者世帯取支(金都市)	三五
第25表 戦後における出生率と乳児及び新生児死亡率の推移	三六
第26表 農林業就業者数	三七
第27表 相続の放棄についての申述の受理件数	三八
第28表 農村物価指数	三八
第29表 農家経済決算(金府県)	三九
第30表 農家の家計費(金府県)	三九
第31表 婦人団体の数と会員数	四〇
第32表 婦人団体の結成状況	四〇
第33表 農村婦人の婦人団体に対する関心	四一
第34表 婦人会であることについての希望	四二

付 図

第1図 総選挙における男女有権者の投票率	七
第2図 昭和25年参議院議員選挙投票率と候補者の選択	二二

第3図	女子の生涯年令人口及び労働力人口の増加率	一六
第4図	農非農別従業上の地位別男女就業者の割合	二六
第5図	年令階級別労働者数	二二
第6図	公民館定期講座開設状況	二六
第7図	長男を家をつぐ者として他の弟妹より大事にしなければならないか	二六
第8図	勤労世帯の家計(全都市)	二六
第9図	主婦への給料の渡し方	二六
第10図	仕事についての相談の有無	二六



はしがき

昭和二十一年四月十日は、日本婦人が初めて参政権を行使した日ですが、それから今日までの十年間に、婦人はどのように政治に参加してきたでしょうか。また家庭や職場や社会の各方面で、婦人はどのようにこの十年間を歩んできたでしょうか。婦人少年局で収集した統計資料や、実施した調査資料に基いてその足跡をたどり、今後の婦人の成長のための参考に供するためにこれをまとめました。

昭和三十一年四月

労働省婦人少年局

一、法制上の地位

(一) 社会関係

終戦はさまざまな大変化をもたらしました。日本は民主主義国家として更生し、全國民は新憲法公布（昭和二十一年十一月三日）によつて、自由、權利、平等の大きい幸福を得ました。特に婦人にとつては、それまでの封建的・非民主的な思想に根ざす諸法律、制度、慣習等によつて蒙つた差別、拘束、ぎせいの忍苦の不幸が大きかつただけに、それは画期的な大変化であつたと申せましょう。

新憲法は、すべての國民が法の下に平等であつて、性別などにより政治的、經濟的または社会的關係において差別しないことを定めています。（憲法第一四條）この精神に基いて改正され、または新しく制定された民法、教育法、労働法などの諸法律は、すべての面において男女を平等の立場におきました。

その第一歩として終戦後問もなく婦人が参政權を得たことは特記すべきことでしょう。すなわち「衆議院議員選挙法」（昭和二十年十二月十七日公布）「参議院議員選挙法」「地方議会議員選挙法」によつて、婦人は議員選挙における選挙權・被選挙權を男子と差別なく与えられました。また、教育委員、調停委員、民生委員などすべての公職にも差別なく就くことができるようになりました。なお昭和三十年には「婦人の参政權に関する条約」に加盟（四月署名、六月批准）しましたのでわが国の婦人参政權は國際的にも確認されました。

教育制度においては、新しい教育基本法（昭和二十三年三月）によつて、能力に応じて男女が差別なく教育をうけられるようになり、また男女共学が認められました。従来の学校教育には男女の差があつて、中学校と高等女学校とでは

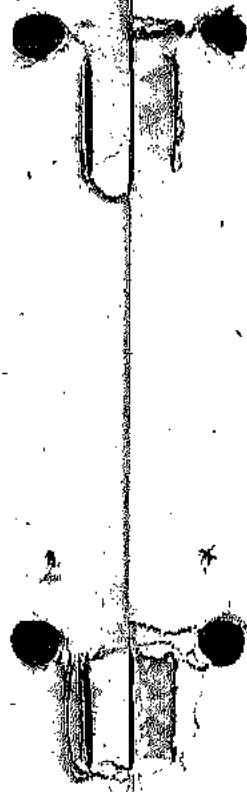
学課も程度もちがい、女子は高等学校への入学を認められず、また女子の専門学校は男子のそれより低く扱われて、それが女子の社会的地位をも低くしていたのですが、このような差別を撤廃した新制度は婦人の向上を約束するものです。

次に労働関係の法律でも、新しく制定された労働基準法（昭和二十三年四月）は男女平等の精神を盛つて、男女同一労働同一賃金の原則をうち出しています。また母性保護のためまゝと、将来の中堅を育成するためまゝとから、女子及び年少者を成年男子と区別して特別に保護することをきめています。この法律は、国際労働条約の基準に準拠してつくられたのですが、その水準を上回る点もあるすぐれたものです。

（二）家庭関係

家庭生活における婦人の法的地位を決定する家族法は、とくに全面的に改正されて、従来の封建的な婦人の地位を、一やく男子と全く平等なものに引きあげました。すなわち、まず、家の制度が廃止されました。

家の制度は日本の家族制度の根本になつていたものですが、新民法では全く廃止されました。「家」とは実際の家庭のことではなく、「戸主を中心として一つの戸籍を作つている親族の一群」のことですが、従来はこの「家」の戸主には強大な権利があつて、家族のものは結婚、離婚、養子縁組、その他「家」への出入りについて戸主の同意を得なくてはならず、また戸主の指定するところに住まなくてはならないことになつており、そのために個人の意志や人格は無視されてきました。この家の制度の廃止にとともに、戸主権のほか隠居、分家、婿養子、家督相続、廃嫡など、家族の生活を複雑にしていた日本独特の制度は全部廃止されました。また従来とかく婦人にとつて不利な決定をしがちであつた親族会も廃止され、それに代つて家庭の紛争は家庭裁判所で扱うことになりました。こうして法律上の家族制度は全



面的に廃止されたわけです。そしてこれに代つて、個人尊重と男女の平等を原則とする親族法が制定されたのです。その結果、家庭における婦人の法律上の地位は、戦前とは全く比較にならない高いものとなつています。

結婚の自由——旧法では戸主の同意を得なければできなかった結婚が、今日では「両性の合意によつてのみ」成立することになり、男女とも成年者（満二〇才以上）ならば結婚、離婚ともに誰の同意もいりません。従来、相続人として家にしぼりつけられていた長男や一人娘の結婚も自由になりました。結婚年齢は従来より一年引上げられ、男一八才、女一六才となりましたが、未成年者でも結婚と同時に成年者として扱われます。また結婚の届出と同時に自動的に新しく戸籍が作られます。

夫婦の平等——従来妻は無能力者として扱われ、夫の許可なしには法律行為は一切できませんでした。現在は何ら制限がありません。また旧法では妻の財産を夫が管理したのですが、現在は自分で管理できます。またかつては、貞操義務は妻におもく、妻の不貞だけが、離婚理由になつたのですが、現在は夫に不貞行為があれば、妻の方から離婚請求をすることができ、また離婚の場合、財産を分けてもらう権利があります。また従来は妻は夫にもらわれたので夫の姓をのりましたが、現在は当事者の合意で結婚するのですから、どちらの姓をのつてもよいし、夫の死後、もとの姓にもどるのも自由です。このように全く同等の権利をもっている一方、生活費は夫婦がそれぞれの能力に応じて分担することになっています。

親権の平等——子供に対する親の権利も、母親は父親と同等となり、親権は共同で行います。なお、従来は親が離婚したとき、その子供の親権者は父親となつていましたが、新民法では協議によつて父親か母親にきめることになつています。協議がまとまらないときは、家庭裁判所が子供の利益になるようにきめます。監護者（実際に育てる人）についても同様にしてきめます。

相続の平等——従来家督相続といつて、死亡、隠居、入夫婦姻等によつて戸主がいなくなる場合、相続人がその

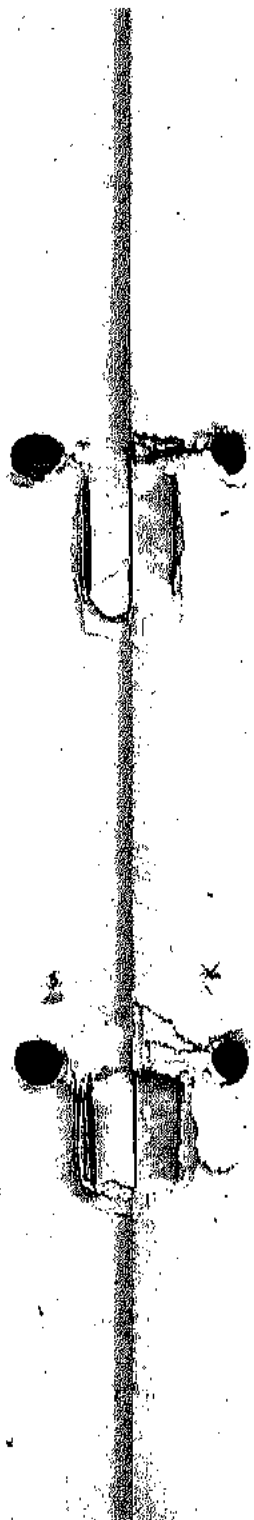
「家」をつぐと同時に家の財産を一人で全部相続することになっていましたが、家督相続の廃止とともに、相続は誰かが死亡した場合の財産相続だけとなり、個人の平等をもととして新しい相続の規則がつくられました。相続には一定の順位と相続分が定められていますが、いつの場合でも妻は相続人であること、子供は男女の別なく平等の資格で相続することの二点は、旧民法にくらべて著しい相違です。

(三) 社会福祉関係

憲法はまた、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、国が社会保険や社会福祉の向上増進に努めることをきめており(第二五条)、この憲法の精神に従って法律や制度、それに伴う施設が漸次整えられました。

まず公的扶助制度は以前の恩恵的なものに代つて、食困は社会の連帯責任であるとの観念から進められ、昭和二十一年に従来の関係諸法を統合して生活保護法とし(昭和二十五年に全面的に改正)、これによつて生活の全般的な扶助を行うことになり、とくに不幸な母子世帯等にとつて大きな役割を果たすことになりました。なお、この制度の実施のために全国各地に、養老、救護、更生、医療、授産、宿泊等の保護施設があります。

公的扶助制度とともに、社会保険制度の重要部門である社会保険制度としては、勤労者に対して、健康、失業、老廃疾、業務災害等について各保険法が、人の一生に起りうる危険を一応網羅するようになりました。婦人も被保険人としてあるいは被保険人の扶養家族としてこれらの制度を利用していますが、いずれも女子であるための不利な扱いはありません。むしろ女子の特性が考慮されており、厚生年金保険の遺族年金では、寡婦五〇才、かん夫五五才を年令基準にしてあり、脱退手当金も女子二年、男子五年としてあります。また勤労者のための保険の適用をうけられない人々のためには、国民健康保険制度があり、市町村が被保険者となつて任意加入制度になつていますが、多くの婦人が、被保険者の妻あるいは娘としてこの制度に包括されています。しかし各種社会保険の適用範囲の拡大や、健康保険の家族の負担



額の改善などがのぞまれています。一方健康保険は赤字による運営困難が問題になつています。

社会福祉関係では児童福祉法が昭和二十三年に施行され、一八才未満の児童と妊産婦がまもられることになりました。この法律に基いて、妊娠した婦人や乳幼児は保健所の指導や診療を受けることになり、母子の死亡率の引下げ、健康増進に大きな役わりをはたしています。食しい婦人のための助産施設、子供を育てる未亡人のための母子寮、あるいは働く母親の子供のための託児施設なども設けられ、婦人のために非常に役立っていますが、その増設もまた要望されています。

働く婦人の母性保護のためには労働基準法に産前産後の休暇の定めがありますが、最近「女子教職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律」が成立し(昭和三十一年四月一日施行)、国立及び公立学校的女子教職員の右休暇中は、代用教員を任用しなければならぬと規定してあるので、今後これらの女子教職員は教育に支障を来さずに安心して休暇を確保できるわけです。

このほか母子福祉のためには母子福祉資金の貸付に関する法律(昭和二十七年)が制定され、子供を育てていて配偶者のない婦人に生業資金等を貸付けする途が開かれています。

なお憲法は、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由(第二一条)、公共の福祉に反しない限り、居住、移転、職業選択、外国への移住や国籍を離脱する自由(第二二条)、裁判を受ける権利(第三二条)など、市民としての権利をすべての国民に保障し、男女の間に何の差別ももうけていません。こうして今日の日本婦人は法律上男子と全く差別なく完全な市民権や私法上の権利を享受しており、その限りに於いて日本婦人の地位は世界でも第一級のものであるといえます。

二、政治への参加

選挙法の改正によつて、昭和二十年十二月十七日に衆議院議員、昭和二十一年九月二十七日には地方公共団体議員、また二十二年二月二十四日には参議院議員の選挙権と被選挙権が、男女平等に認められました。これで長い間求め続けて得られなかつた婦人の参政権が確立したわけです。法律によつて与えられた政治参加の権利を婦人は実際にどのような行使したかをたどつてみましょう。

(一) 婦人の投票率

婦人は昭和二十一年四月十日に、衆議院議員選挙において、最初の一票を行使したのをはじめとして、戦後、今日までに六回の衆議院議員選挙、三回の参議院議員選挙、同じく三回の地方公共団体議会議員選挙を経験しましたが、これらの選挙における婦人の選挙権行使の実情は第1表、第1図及び第2表の通りです。

第1図の通り総選挙の場合、婦人の投票率は一般に男子より低率（八%から一四%の差）ですが、この差は次第に小さくなり、衆議院議員選挙では昭和二十二年一三・三%、二十八年八・〇%、三十年七・八%となり、参議院議員選挙でも二十二年一四・四%、二十八年八・九%と差を縮めています。

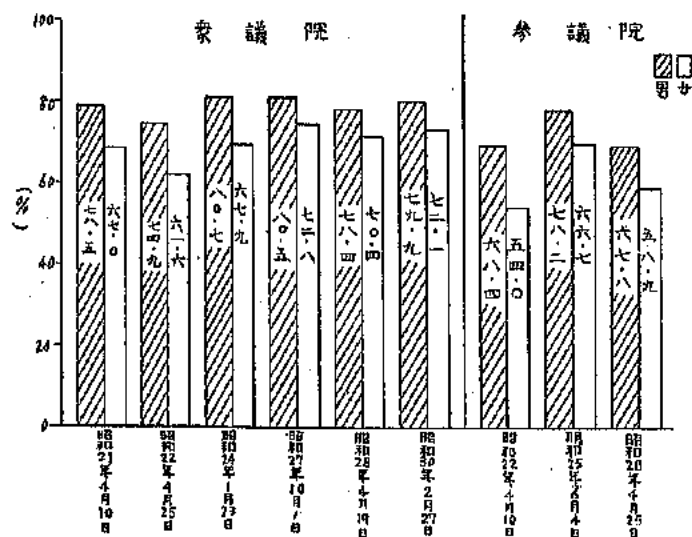
一方、地方選挙では、男女にそれ程の差が認められません。そして、行政区分の末端に行くほど、また大都会より小都会の方が投票率が高いようで、町村長や町村会議員の選挙における投票率が、男女とも他の選挙の場合よりも断然高率を示しています。

第1表 総選挙における男女有権者数、投票者数及び投票率

選挙別	有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
衆議院									
第22回(昭和21.4.10)	38,878,420	18,320,752	20,557,668	26,582,775	12,814,875	13,767,900	72.1	78.5	67.0
第23回(" 22.4.25)	40,907,493	19,577,756	21,329,737	27,787,748	14,658,498	13,129,250	67.9	74.9	61.6
第24回(" 24.1.23)	42,105,300	20,060,522	22,044,778	31,175,285	16,186,844	14,978,441	74.0	80.7	67.9
第25回(" 27.10.1)	46,771,884	22,312,346	24,459,538	36,747,585	17,954,134	17,793,451	76.4	80.5	72.8
第26回(" 28.4.19)	47,090,187	22,480,580	24,609,607	34,948,008	17,613,338	17,334,670	74.2	78.4	70.4
第27回(" 30.2.27)	49,235,242	23,555,818	25,679,424	37,338,182	18,833,050	18,505,132	75.9	79.9	72.1
参議院									
第1回(" 22.4.20)	40,958,588	19,607,513	21,351,075	24,955,390	13,419,369	11,536,021	60.9	68.4	54.0
第2回(" 25.6.4)	43,461,371	20,762,502	22,698,869	31,345,935	16,227,192	15,118,743	72.2	78.2	66.7
第3回(" 28.4.24)	47,838,554	22,454,016	24,584,538	29,717,423	15,233,898	14,483,525	63.2	67.8	58.9

参議院議員総選挙の結果は全国区についてのものである。
自治庁選挙部調

第1図 総選挙における男女有権者の投票率(%)



自治庁選挙部調

第2表 地方選挙における投票率

選 挙 別	計	男	女
第 一 回 地 方 選 挙 (昭和22年4月)	% 71.64 81.34 73.82 81.97	% 77.69 83.35 78.83 82.96	% 66.49 80.06 68.62 79.51
第 二 回 地 方 選 挙 (昭和26年4月)	知 事 及 び 五 大 市 長 都 道 府 県 会 議 員 市 町 村 会 議 員 82.58 82.99 84.10 84.31 95.84 95.92	84.49 84.89 84.30 84.43 96.03 95.94	80.85 81.26 83.91 84.19 95.66 95.90
第 三 回 地 方 選 挙 (昭和30年4月)	知 事 及 び 五 大 市 長 都 道 府 県 会 議 員 市 町 村 会 議 員 74.83 77.23 61.76 62.26 83.75 85.08 61.51 91.95 92.25	76.91 79.06 63.04 63.26 83.86 85.06 60.42 92.14 92.32	72.89 75.55 60.49 61.29 83.64 86.10 62.63 91.78 92.25

自治庁選挙部調

(二) 婦人の公職進出

衆議院の方は、まず婦人が最初に参政权を行使した第二十二回総選挙において、一やく三九名の多数の婦人議員を送り出しました。しかし第3表にみる通り、次回から減つていきます。参議院の方は、従来の貴族院が公選でなく、特定のもちろん男子のみの有資格者による互選であつたのに代つて生れたもので、昭和二十二年に最初の選挙が行われました。参議院は六年制であるため、三年ごとに半数の議員の改選を行います。第4表が示す婦人議員数は、新しい当選者と、前回当選し、なお三年の任期を残す議員を合せた数で、選挙ごとに漸増して頼もしいことです。

昭和二十一年以来国会における婦人議員数は、衆参両院あわせて二〇名を下つ

第3表 衆議院議員選挙における婦人の当選者数及び議席比率

(議員定数466名)

選 挙 別	婦人当選者数	婦人議員の全議員に対する比率
第22回(昭和21年)	39名	8.4%
第23回(昭和22年)	15	3.2
第24回(昭和24年)	12	2.5
第25回(昭和27年)	9	1.9
第26回(昭和28年)	10	2.1
第27回(昭和30年)	8	1.7

第4表 参議院議員選挙における婦人当選者数、婦人議員数及び議席比率

(議員定数250名)

選 挙 別	婦人当選者数	婦人議員数	婦人議員の全議員に対する比率
第1回(昭和22年)	10名	10名	4.0%
第2回(昭和25年)	5	12	4.8
第3回(昭和28年)	10	15	6.0

たことはなく、現在は二三名です。これは議員総数の三・二%にすぎませんが、外国の例にくらべても、あながち低い率ではありません。

地方選挙の結果は、第5表にみる通りで、婦人は地方公共団体の公職にもかなり進出しています。第三回目の地方選挙の結果、町村の議員数が男女とも著しく減つたのは、市町村合併によるためで、婦人の場合は率においてはむしろ前回より上廻つています。すなわち、昭和二十四年十二月一日現在では町村の婦人議員数は六七七名で、男女総数の〇・三八%でしたが、それから〇・四五%、〇・四七%としたいに増

加しています。地盤がなければむずかしいといわれている地方選挙にも、婦人はこのように進出ぶりを見せています。同じく公職選挙法による公職としての教育委員にも婦人は多数選出されています。都道府県の教育委員は、定員各府県七名ずつの総数三二二名のうち、婦人は昭和二十四年には三四名であつたのが、二十六年には三六名、二十八年には四〇名としたいに増え、一二%を占めるにいたりしました。また、市町村の教育委員は、町村合併がひろく行われたので二十七年の数しか分りませんが、それによりますと、全国で婦人は二、一二六名で総数三六、七八一名の約七%を占め

ています。このように教育委員は公職の中でも婦人が比較的多く進出しているもので、婦人に適した活動分野の一つといえます。

このほか公職選挙法によらないで、選挙、任命、推せんなどによる公職にも多数の婦人が就いており、堅実に増加を示しています。最新の調査によると人権擁護委員一七八名、市町村農業委員会の委員四三名、家庭裁判所の調停委員三、六五〇名、同参与員九一六名、民生委員兼児童委員二五、〇七一名、優生保護審査会の委員四一名、労働基準審議会委員二八名、職業安定審議会の委員四七名などとなっており、多方面に多数の婦人が推されて公職に就いている実情です。第8表は特に婦人に關係の深い部門三種について、その推移をとつたものです。

以上婦人は中央、地方の議会議員として立法にあずかるほか、多くの公職にもついて、日本の政治をすすめています。

(三) 婦人の政治的関心

まえに述べた総選挙と地方選挙に示された投票率(第1表、第2表)によつて、婦人の選挙に対する関心の一面を知ることが出来ますが、「関心」の程度と質的な内容について、さらにいくつかの

第5表 地方公共団体の男女別議員数及び町村長数

調査期日	公 職 別	計	男	女
昭和24年 12月1日	都道府県会議員	2,438	2,416	22
	市	8,611	8,517	94
	区	895	879	16
	町 村	175,515	174,838	677
	町 村 長	10,055	10,050	5
昭和27年 3月1日	都道府県会議員	2,611	2,577	34
	市	10,030	9,870	160
	区	972	931	41
	町 村	171,500	170,709	791
	町 村 長	9,769	9,762	7
昭和30年 5月1日	都道府県会議員	2,613	2,584	29
	市	9,034	8,912	122
	(〇)区	974	930	44
	町 村	43,917	43,709	208
	町 村 長	1,663	1,663	0

昭和30年10月1日現在
自治庁選挙部調

第6表 調停委員、民生委員兼児童委員
及び優生保護審査会の委員数

(1) 調停委員

年 月	計	男	女
昭和24年3月	17,278	15,422	1,856
昭和25年2月	18,566	16,071	2,495
昭和26年2月	19,865	16,733	3,132
昭和27年2月	18,201	14,936	3,265
昭和29年2月	17,262	13,852	3,410
昭和30年2月	17,502	13,862	3,650

家庭裁判所家庭局第二課調

(2) 民生委員兼児童委員

年 月	計	男	女
昭和24年	122,908	97,959	24,949
昭和27年8月1)	113,839	92,309	21,530
昭和28年12月	123,005	97,934	25,071

注 1) 青森、和歌山は不明のため、計に入っていない。

厚生省社会局調

(3) 優生保護審査委員会の委員

年 月	計	男	女
昭和26年8月	465	434	31
昭和27年7月	468	438	30
昭和29年12月	442	401	41

厚生省公衆衛生局調

調査の結果からみることにしましょう。

1 農村婦人の政治に対する関心

昭和二十五年に婦人少年局が行つた農村調査(岩手、山形、群馬、愛知、岡山各県一カ村)によると、昭和二十五年六月四日の参議院議員選挙における婦人の投票率は村によつてかなりの開きがあり、各村の調査対象となつた女子有権者についてみると、最高は約九七%、最低は約四九%でしたが(全国平均投票率六六・七%)、候補者の選取をどのようにしたかは第2図の通りで、自分で決めたもの六八%、家族と相談したもの二七%、すすめられたもの四%となつていて、投票が婦人自身の判断によつてなされたとはいきません。とくに投票率の最も高い村において、自分で決めた

第7表 町村会に対する関心

地 区	対 象 者	相当に関心 あるもの	漠然として いるもの	わからない もの
E 町	283人 (実数)	16	152	115
I 村	100% (率)	6	54	40
H 村				
S 町				

労働省婦人少年局調 (昭26)

第8表 村会議員をどのようにして選んだか

地 区	対 象 者	自分で きめた	家族と相 談してき めた	知つてい る人を選 んだ	部落で きめた	棄権し た選挙 権なし	不 明
E 町	212人 (実数)	71	87	19	7	13	15
I 村	100% (率)	34	41	9	3	6	7
S 町							

注 H村は無投票で議員がきまつたので除く。

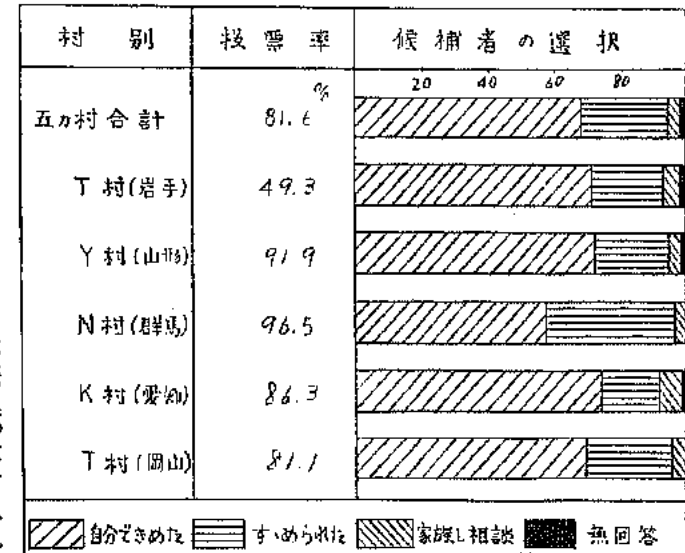
労働省婦人少年局調 (昭26)

第9表 村の税金の使途を知っているか

地 区	対 象 者	具体的に あげたもの	漠然として いるもの	わからない もの
E 町	283人 (実数)	109	39	135
I 村	100% (率)	38	14	48
H 村				
S 町				

労働省婦人少年局調 (昭26)

第2図 昭和25年参議院議員選挙投票率と候補者の選別



注 調査対象者のうち、有権者についての結果である。

労働省婦人少年局「農村婦人の生活」

2 都市の婦人の政治に対する関心

ものが最も少いのは問題でしよう。以上の調査と別に行つた昭和二十六年の農村調査(北海道、静岡、奈良、佐賀)によると、関心は同様に低調です。すなわち、僅か六%が町村会に関心をもっているのみで(第7表)、しかも村会議員選挙の際に選ぶ人を自分できめたものは三四%に過ぎません(第8表)。そして村の税金が何に使われているか、例をあげ得たものが、四割位しかないことは(第9表)、選挙が、または政治が、自分達の生活に大いに関係があることの知識に、欠けているものが多いことを示しています。

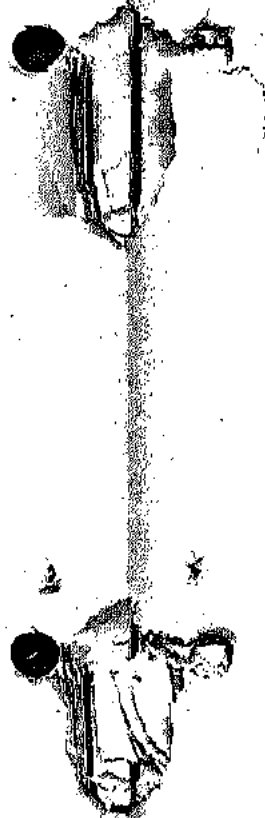
婦人少年局は都市の婦人の政治に対する関心について東京都区内で二つの調査を行っています。

△調査は昭和二十六年三月、B調査は三十年三月に行つたもので、両調査は抽出した対象数が異つており、設問も不同ですが、概括的にいうと、婦人の関心は高まつてきているといえるようです。関心の程度を投票率でみると、△調査(昭和二十六年)では欠かさず投票するもの四七%、する時が多いもの二七%、計七四%となり、その他の二六%は低調なものといえます。また候補者を決定するに当り、

自分の考えである（分らなかつたら棄権する）ものは三五％で、家人のすすめを検討してよかつたらするもの二二％を加えて、一応自分の考えで投票する者は五七％でしたが、家人のいう通りにする者は三九％もありました。一方B調査（昭和三十年）では、投票率は七五％でA調査と大差はないようですが、投票に当り、誰の意見もきかず自分できめたもの七五％、人の意見もきいたが自分できめたもの二〇％、計九五％を占める多くの者が自律的に候補者をきめており、前述の五七％と比べて四年を隔ててここに一つの進歩がみられるといえます。

次に政治に対する関心については、A調査では、政治問題に関して、新聞雑誌やラジオを読む、聞くもの二〇％ですが、あまり読まない、聞かないもの五五％、読まない、聞かないもの二五％となつていて、低調なものは合せて八〇％にも上つています。B調査をみますと、選挙に必要な予備知識をうるのに何によるかについては、新聞五六％、ラジオ五四％、家人他人の話三四％、演説会三三％、選挙公報二九％（二つ以上の回答を許したので総計は一〇〇％を越える）となつていて、比較はできませんがある程度の積極性が示されています。

また選挙をする上の基礎的な知識として、政党には保守的な政党や革新的な政党があるということや、政党や候補者がいろいろの公約をしていることなどを知つていのかどうかについては、B調査で政党を知つていもの七二％、公約を知つていもの八一％という結果がでているのは、A調査の、当時の内閣の政党を全然知らないもの三七％という結果に比べて、このような知識のある者がかなり多くなつたことを示します。しかし、B調査においても自分の投票する人が保守革新いずれの党に属するか、区別できないで投票したものが三七％もあつた点は、政党の政策に対する批判力とか、政党政治の理念などにおいてまだ十分であるとはいえないようです。なおB調査で、投票したもの（投票率七五％）の七割が「秋達が政府をきめる」という気持ちで投票したことは、積極的な関心のあらわれとして望ましい傾向といえます。したがって、「婦人のために働いてくれるような人」ということを条件とした人は二六％にすぎない、ということとは注目すべきことでしょう。



三、職業への進出

（一）女子労働力人口

戦後、婦人の目覚ましい進出は、職業の分野において、殊に目立っています。総理府統計局の労働力調査によつて、満一四才以上の生産年令人口の増加と、労働力人口（満一四才以上で現在職業についているもの—就業者—と、就職の意志と能力がありながら現在就業していないもの—失業者—との合計をいいます）の年次別の増加を比べてみますと、男子が同じ位の割合で平行的に増加しているのに対して、女子では労働力人口の方が高い割合で増加しています（第10表及び第3図）。すなわち、昭和二十三年に比べて昭和二十九年には、生産年令人口の増加は約二六〇万、九％であるのに、

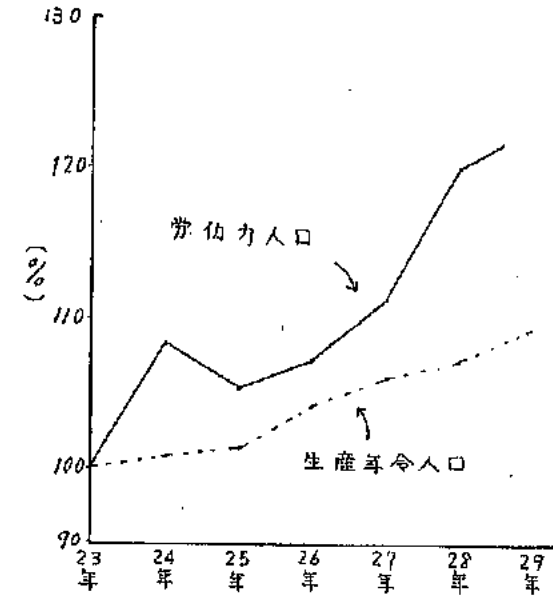
第10表 生産年令人口と労働力人口の推移

年 平 均	男			
	生 産 年 令 人 口	増 加 率	労働力人口	増 加 率
昭和23年	25,420	100.0	21,340	100.0
昭和24年	26,140	102.8	21,840	102.3
昭和25年	26,370	103.7	21,930	102.8
昭和26年	26,610	104.7	22,130	103.7
昭和27年	27,270	107.3	22,720	106.5
昭和28年	27,770	109.2	23,480	110.0
昭和29年	28,150	110.7	23,570	110.4

年 平 均	女			
	生 産 年 令 人 口	増 加 率	労働力人口	増 加 率
昭和23年	28,470	100.0	13,500	100.0
昭和24年	28,710	100.8	14,610	108.2
昭和25年	28,870	101.4	14,280	105.4
昭和26年	29,650	104.1	14,480	107.3
昭和27年	30,170	106.0	15,040	111.4
昭和28年	30,540	107.3	16,220	120.1
昭和29年	31,130	109.3	16,580	122.8

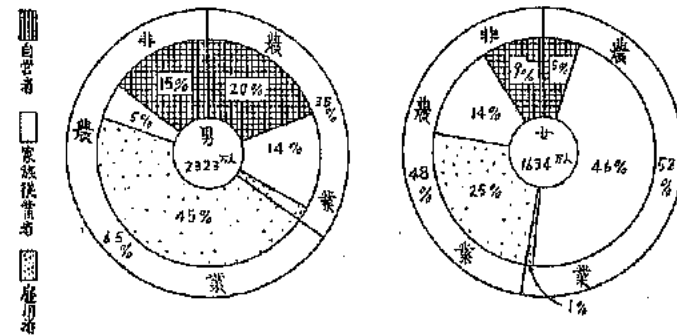
総理府統計局「労働力調査報告」

第3図 女子の生産年齢人口及び労働力人口の増加率
(昭和23年～29年)



総理府統計局「労働力調査報告」

第4図 農非農別従業上の地位別、男女就業者の割合
(昭和29年平均)



総理府統計局「労働力調査報告」

労働力人口の増加は、約三〇八万、二三%となっています。したがって、生産年齢人口との比率において、男子が平均的に八三%か八四%であるのに対して、女子は四七%から五三%と高くなっています。

(二) 婦人の就業状況

これらの婦人の中で、就業しているものは昭和二十九年に約一、六三四万人で、全就業者の四一%を占めており、日本産業の相当部分を担っていることになりましたが、婦人の就業している産業は、農林業が最も多く半数以上を占め、非農林業では、製造業、卸売小売並びに金融保険不動産業、サービス業などに多いのが目立ちます。そして、これらの就業者は、雇われているものが比較的少く、経営主の家族として賃金をうけずに働いている家族従業者である場合が多くなっています。これは、男子の場合にもいえることですが、殊に女子の場合に非常に多くなっているのは、女子就業者の半数以上が農林業に従事しており、この農林業従業者の大部分が家族従業者であるためです(第4図)。

また、昭和二十五年に行われた国勢調査によつて職業別にみまると、農耕、伐木、漁業従業者が最高で六三%を占め、技能工などの工員、事務従事者、販売従事者とつづいていて、専門的技術的職業や管理的な職業についているものは非常に少くなっています。

この傾向は昭和二十九年十月の労働力調査の結果をみても変化していませんが、女子の職種は年々増えています。昭和五年頃には、女子のついていない職業は、看護などの力仕事から、弁護士、計理士などの専門的職業まで含めて約五〇種類もあつたのが、現在では、女子のついていない職業はほとんどなくなりました。そして別項にのべるような教育の機会均等によつて、高等教育をうけるものが多くなつたためもあつて、専門的な職業につくものが増えてきました。例えば、昭和五年には一人もいなかった法務従事者にも、現在では判事一名、判事補一三名、検事一名が出ており、弁護士開業者も一三名あり(二十七年には八名)、また司法修習生として昭和二十九年度四名、三十九年度九名とその道を進

第11表 雇 用 者 数 の 推 移

年 平 均	就 業 者		雇 用 者		雇 用 者 の 就 業 者 に 対 す る 割 合 (%)	
	男	女	男	女	男	女
昭 和 24 年	21,820	14,600	9,280	3,010	42.5	20.6
昭 和 25 年	21,640	14,080	9,430	3,160	43.6	22.4
昭 和 26 年	21,890	14,330	9,980	3,720	45.4	26.0
昭 和 27 年	22,420	14,860	10,310	3,900	46.0	26.2
昭 和 28 年	23,220	16,020	10,720	4,080	46.2	25.5
昭 和 29 年	23,280	16,340	10,900	4,290	46.9	26.3

総理府統計局「労働力調査報告」

第12表 産 業 別 女 子 雇 用 者 数

産 業 別	昭 和 24 年		昭 和 29 年	
	年 平 均	割 合	年 平 均	割 合
全 産 業	3,010	100.0	4,290	100.0
農 業	170	5.6	170	3.9
漁 業、水 産 養 殖 業	20	0.7	20	0.5
鉱 産 業	60	2.0	60	1.5
建 設 業	60	2.0	170	3.9
製 造 業	970	32.2	1,600	37.2
(製 造 及 び 小 売 業)	190	6.3		
卸 売 小 売 業 及 び 金 融 保 險 業	310	10.3	870	20.2
運 輸 通 信 業 及 び 其 他 の 公 益 事 業	170	5.6	240	5.6
サ ー ビ ス 業			980	22.8
(自 由 業)	390	13.0		
公 務	380	12.7	190	4.4
そ の 他 分 類 不 能 の 産 業	290	9.6	*	0.0

注 * 印は500未満の数である。

産業別については、昭和24年の製造、小売業は昭和25年9月からそれぞれ製造業と、卸売、小売ならびに金融保険不動産業に組入れられた。

総理府統計局「労働力調査報告」

(三) 雇われて働く婦人

次ページに続いています。このほか、すべての職業分野に女子が進出していることは、殊に戦後目立つて来た現象といえましょう。

次に雇われている婦人についてみましょう。前にのべたように、日本の労働力構造の特質として、近代的産業部門に雇用者として働くものの比率は低く、とくに女子の場合はその割合が小さいのですが、戦後の十年間には、この面はかなり大きな変化がありました。すなわち、第11表にみるように、女子雇用者は昭和二十九年には女子全就業者の二六・三%で、二十四年より六%近くふえ、四二九万をかぞえています。

さらに女子は農林業に最も多く就業していて、半数以上を占めていることを述べましたが、雇用されて働く女子の場合には第12表のとおり農林業は非常に少く、製造業が最も多く、これにサービス業、卸売小売業がつづいています。しかし、二十六年を基準にすると第18表のとおり製造業、紡織業の割合は次第に減つて、卸売小売、金融保険業、運輸通信その他の公益事業等に増加をみせていますが、これは朝鮮動乱による特需の減少や国際収支の悪化による輸出の不振と、いわゆる国内消費景気による卸売小売、金融保険等の方面の好景気を示すものといえましょう。

これらの女子雇用者の賃金についてみますと、戦後教育の機会均等や男女同一賃金の原則が法律上確立されましたから、かなりよくなっています。すなわち、戦前の昭和十二年には男子賃金の三三%程度であつたのが、二十二年には四三・四%、二十九年には四四・四%となつています。しかし、なお男子の賃金の半分にもみえないわけです。女子の賃金が低いことの理由としては、婦人の平均年令が低く、勤続年数の短いこと、したがつて学歴や技術が低く、職場における地位が低いことが考えられますが、さらに扶養家族も少く、また労働時間の短いことなどがあげられましょう。平均年令の低いことはわが国の女子雇用者の特質とされていますが、しかし、ここにも戦後の変化はかなりのつきり

第13表 産業別女子雇用指数
(昭和26年平均基準、昭和26～昭和28年平均)

産業別	昭和26年	昭和27年	昭和28年
全産業	100	97.6	97.4
製造業	100	103.9	89.3
建設業	100	96.9	96.3
運輸業	100	92.2	87.5
小売業	100	103.8	109.6
飲食業	100	100.6	105.2
娯楽・その他	100	104.1	104.6

全産業には建設業を含まない。
労働省労働統計調査部調査により婦人少年局算出

みられます。労働省統計調査部の調査によりますと、昭和二十四年には、勤続年数の平均は男子六・六年、女子三・二年で、平均年令はそれぞれ三二・五才と二三・八才だったのが、昭和二十九年には、勤続年数は男子七・二年、女子三・六年で、平均年令はそれぞれ三三・八才と二五・四才となっていて、女子の平均年令は一・六才もなぐはなつており、統計の規模差はありますが、戦前昭和十一年の工業統計による男子三〇・一才、女子二一・〇才と比べると大きい変化がみられます。しかし米
国や英国にみられるような平均年令三十八才にはまだ程遠いものがあり
ます。また最近結婚後も働こうとする人が多くなつてきていますが、婦
人少年局の「女子保護実施状況調査」によれば、夫に死別、離別したも
のは別として、有夫の婦人で職場で働いているものの割合はまだ一〇・
九%(昭和二十八年)にすぎません。(米国の場合婦人労働者の五五%
が有夫の婦人です)。扶養家族は男子の平均二・一五人に対して〇・二
〇人です(第14表、第5図)。

また、労働時間は、所定内労働時間数(就業規則で定められた正規の就業時刻と終業時刻との間の労働時間数)は男
子とほとんど同じですが、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の所定外労働時間数ではずつと少くなつています。こ
れは、次にのべる労働基準法の中で、女子を保護するために、所定外労働時間を制限していることによると思われま
す。

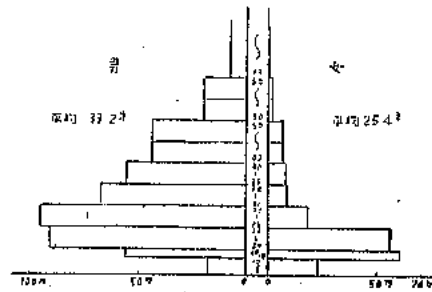
労働基準法の制定は、職場の婦人の保護の上に新しい一時期を調しましたが、実施の上ではまだ種々の困難がござ

第14表 勤続年数別労働者構成率
(1954年4月)

	男	女
平均年令	7.2	3.6
計	100.0	100.0
6ヵ月未満	8.2	13.0
6ヵ月以上1年未満	5.8	9.9
1年"2年"	11.4	18.3
2年"3年"	9.1	13.7
3年"5年"	13.7	19.1
5年"10年"	28.4	21.3
10年"15年"	10.9	3.5
15年"20年"	6.1	0.7
20年以上	6.4	0.6

労働省統計調査部「個人別賃金調査」

第5図 年令階級別労働者数
(1954年4月)



労働省統計調査部「個人別賃金調査」

れています。女子に関係ある条文の違反として摘発されたものは第15表の通りで、違反の件数の八〇%以上が労働時間
についてのものです。深夜業違反がこれに次ぎ、他の条文違反はごく少なくなっています。

労働基準法中、特に働く婦人の母性を直接に保護するために、産前産後の休業、育児時間、生理休暇等の規定がもう
けられています。労働省婦人少年局の調査「昭和二十八年における女子保護の概況」によれば、産前産後をとつたも
のは、夫のあるものの一八%、産後休暇も大体同じで、さらにその五二%は育児時間を請求しています。けれども、産
後退職者もあるので、それを除けば育児時間を請求する割合は七三%と非常に高くなり、この割合は昭和二十二年六〇
%、二十四年四一%、二十五年四六%、二十六年六四%、二十七年八九%となつています。また、同じ調査によれば、
女子労働者で生理休暇をとる回数は、平均年間一・二回、一回の平均休暇日数は一・四日となっています。また、女子

第15表 労働基準法女子関係条文違反件数

年 計	合 計	同一賃金	女子の労働時間及び休日	深夜禁止	危険業務制限	有害業務制限	坑内労働禁止	産前産後休業時	生理休暇	婦旅費
昭和26年	20,979	130	16,686	2,849	997	89	42	161	25	
昭和27年	19,728	95	15,805	2,799	759	132	42	81	15	
昭和28年	27,727	110	22,882	3,781	664	148	38	91	13	
昭和29年	21,449	63	18,191	2,533	496	74	21	64	17	

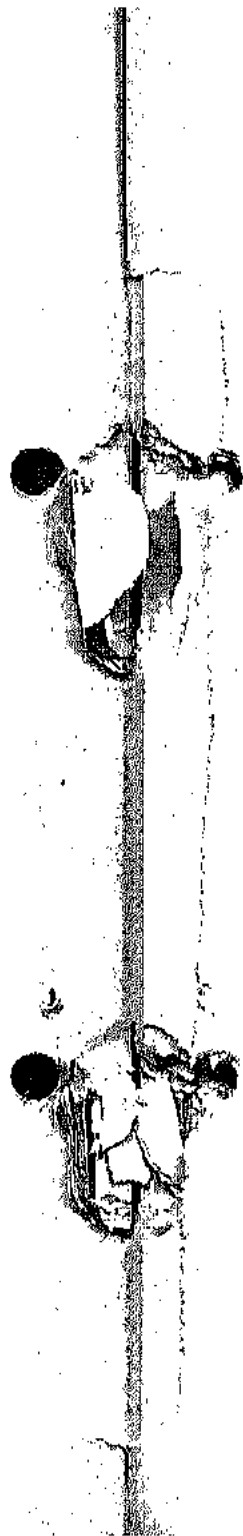
労働省労働基準局調

教職員の産前産後の休暇と学校教育との関連がつねに問題になり、解決策が要望されていましたが、第二十二特別国会で「女子教職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律」が成立し、昭和三十一年四月一日から施行されることになりました。これによつて国立、公立の女子教職員の産前産後の休暇中、一二週を基本として代用教員が任用されることになり、七千万円の予算が予定されています。

戦後非常な発展をした労働組合の活動の中で、婦人の力も成長しましたが組合員も著しく増加しました。その数は昭和二十四年が最も多く約一五二万人に達し、女子雇用者に対する組織率は五一%をしましたが、その後、漸減して昭和二十九年には一三八万人、三一%となつています。総組合員のうち女子の占める割合は、毎年二三%で大きい変化はみられません。製造業の中の紡織業や衣服及び身体品製造業では、女子の占める割合がそれぞれ七三%、七〇%と非常に高く、その他にも四〇%を占めている産業もいくつかありますが、役員になつていない婦人は、女子労働組合員の一位位にしか過ぎません。これは男子の約五%に対して、非常に少ないといえるでしょう。

(四) 婦人の職業に関する意識

以上にみるように多くの婦人が職場において、それぞれの立場で活躍しています。が、この婦人達の職業についての考え方を労働省婦人少年局が昭和二十三年に調査し



た「婦人と職業」(職業婦人の調査)、二十七年に調査した「婦人は何を考えているか」によつてみますと、働いている理由が、自活のためや一家を養うためのものが、一六%から二八%に増えており、同時にいつまで職業を持ちつづけるか、についての意見にも少し変化がみられます。すなわち、できるだけ長くつとめたいというのが、一四%から二一%に増えているのがそれですが、結婚するまでとか、子供ができるまで、とかいつた、家庭生活に入つたらやめようとするものは、五二%から四八%と、やや減つていてもなお約半数を占めています。できるだけ早くとか、生活が楽になるまでとかいうものは、あまり変化がなく、二五%と二三%となつています。さらに、昭和二十九年に行つた「婦人の職業生活に関する世論調査」においては、職業を持つていない婦人(勤務、自営、日雇、内職を含む)のうち、その仕事をずっと続けたいと思つていいるものは、七二%でかなり高い数字を示していますが、未婚者の場合は五八%で低く、配偶者のあるものは七三%で、配偶者に死別しているものは八九%と非常に高い率を示しているのは注意されることです。これらの調査を通してみますと、できるだけ長く職場にとどまっていたいと考えているものは、比較的學歷の高いものや、専門の技術をもつていいるものに多くなつており、職場に根をおろすためには、職業技能や専門的知識が必要であることがわかります。

四、教育の機会

(一) 学校教育における婦人

婦人の地位は、教育の面でも著しい変化をみせています。戦前は、男子と女子の教育は別だてになつており、男女共学は小学校で行われていたにすぎず、極めて少数の大学のぞいては女子の入学を許さなかつたのが、教育制度の改革によつて、義務教育が六年から九年に延長され、初等、中等学校教育を通じて男女共学が認められ、女子が男子と平等の教育をうける機会を均等に得られることになりました。ひとたび機会を与えられると、これを活用しようとする気運が高まり、高等教育をうける婦人の数は、年を追つて飛躍的に増大しています(第16表)。昭和二十九年に、大学(新、旧制と短期)、旧制専門学校等に在学中の婦人の数は約十万人で、新制度が実施された昭和二十四年に比べて約三倍にまで増えています。また、男女学生の割合をみても、昭和二十四年には男子九人について女子一人であつたのが、五人について一人にまでなつています。そのうち短期大学(修業年限二年)では、男女学生の割合は、総数の四九%が男子で、女子が五一%で女子の方が多くなつています。しかし、その他の大学では、男子七人に対して女子一人位と女子がすつと少くなつています。また、これらの女子学生の数は、この年令層に属する婦人の総数の約三%に当つています。更に、高等学校の生徒数も年とともに増加し、ことに女子は昭和二十九年には昭和二十五年の一・五倍になつています(第17表)。男女の割合についてみると、昭和二十五年には、通常課程では男子が五八%、女子が四二%を占め、定時制課程ではそれぞれ七七%、二三%を占めていましたが、昭和二十九年には、通常課程では、男子五五%、女子四五%と少し女子の占める割合が多くなり、定時制課程でも七三%と二七%と僅かながら女子の占める割合が増えてきて

第16表 大学高専校在生数

年	計	男	女	男女比 (女1人について男)
昭和24年	359,315	323,773	35,542	9.1
昭和25年	390,687	354,314	36,373	9.7
昭和26年	420,157	371,969	48,188	7.7
昭和27年	501,912	434,231	67,681	6.4
昭和28年	586,087	452,336	83,751	5.4
昭和29年	580,643	483,074	97,569	5.0

文部省調査局統計課「文部統計速報」

第17表 課程別高等学校生徒数

年	通常			定時制		
	計	男	女	計	男	女
昭和25年	1,522,663	886,921	635,742	412,455	315,449	97,006
昭和26年	1,699,744	968,145	731,599	493,618	375,538	118,080
昭和27年	1,810,404	1,011,136	799,268	532,465	400,289	132,176
昭和28年	1,950,838	1,074,054	876,784	577,162	426,358	150,804
昭和29年	1,988,524	1,086,105	902,419	556,730	404,513	152,217

文部省調査局統計課「昭和29年度学校基本調査報告書」

います(第17表)。

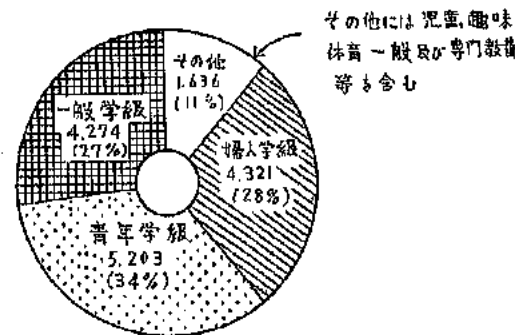
(二) 教員としての婦人

教員をしている婦人は、戦後すつと増加を続けていますが、教員全体の増加もあるために、大学高専校をも含めたすべての学校の教員の中で、女子の占める割合は三五―三七%となつています。これを学校種別にみると、小学校では約半数の四七―五〇%を占めています。中学校、高等学校とその割合はだんだん低くなつて、大学高専校では七%位になつています。小学校の教員の中で、女子が常に約半数を占めていることは、この仕事と比較的古い時代から、知的な女子に適した職業として、これを選ぶ人が多かつた上に、結婚後も続けることができるために、広く深い層をもつていたためと思われる。校長の職についている婦人は、戦前は非常に少かつたのですが、昭和二十五年には国、公立の小学校、

中学校、高等学校をあわせて二二八名ありました。これは二十九年には一一四名と減少しましたが、私立をあわせると二十九年現在で四〇八名の婦人の校長があり、それは男子を含めた校長数の一一％になっています。また、同じ昭和二十九年に大学高等学校の学校長をしていた婦人は、国、公、私立をあわせて四〇名で、全体の約八％になっています。

(三) 社会教育と婦人

第6図 公民館定期講座開設状況
(昭和27年度)



文部省社会教育局「社会教育の現状」

新しい教育制度の下ではまた学校教育の他に成人教育が強調されるようになり、とくに、家庭に入つて、市民として知識や教養のおくれ勝ちな主婦のために、社会教育の場がつけられました。すなわち、学校、公民館、図書館、博物館、体育館などの施設が中心となつて、定期講座、学級(社会学級、夏季大学、婦人学級、母親学級、家庭教育など)、各種集会(講演会、婦人大会、展示会)などが行われています。近年特に婦人だけを対象とする婦人学級の開設が極めて盛んで、昭和二十七年に開設された婦人学級の数は市町村を合せて四、三二一で、一般学級や青年学級とともに、全体の約三分の一を占めています(第6図)。

また、第二章のべたように教育委員や社会教育委員として相当数の婦人が活躍しております。このように婦人はおかれた立場に応じて教育をすすんで受け、また、子供のためにも、自分自身のためにも、教育の場をつくり、環境の整備に努力しているのです。

五、家庭生活

(一) 家族関係の変化

前にのべたような法律の改正によつて、かつてはいちじるしく男子と差別をうけていた家庭内の女子の地位は、法律的に全く男子と同等のものとなりましたが、この法律上の変化に伴つて、実際の家庭生活にも大きな変化がおりました。

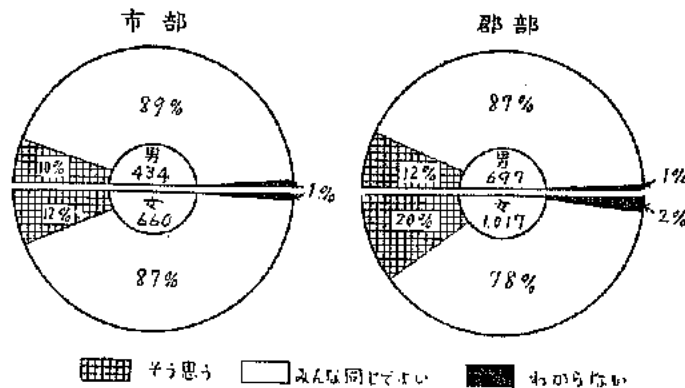
すなわち一般的に、家父長的なあるいは夫唱婦隨的な考え方は衰退を示し、家族員—とくに妻—の発言権は強くなり、また親子数世代の同居の代りに夫婦を単位とする生活がふえて来ています。さらにかつての煩雑な形式や儀礼的なことをなるべく排除し、あるいは計画的な出産を行つて、家庭生活を合理的なものにしようとする傾向が強くなつてきました。またかつては強い抑圧を伴つた男女の交際が解放され、当事者の意志による結婚が多くなつています。

このように一般的にいつて、家庭生活は近代化、民主化して来たといえましょう。とくに都市の若い世代の間にそれは著しくみられます。

しかし都市と農村では、家庭の生活様式においても意識においてもかなり異質があり、また都市においても、俸給生活者と商工業者の家庭には相当の相違があります。一般に農村では、経済上の制約や因習等から、なかなか民主化は進まず、いまだお家父長的な秩序が支配しがちです。

また、急激な秩序の改変のために、混乱や適応不能を招来したこともいふべきことです。戦後、離婚や性的放縱が増加したといわれることなども、その一つのあらわれといえましょう。また、子供は親を扶養する義務はないという限

第7図 長男を家をつくる者として他の弟妹より大事にしなければならないか



労働省婦人少年局「封建性の調査」

「親の言葉に従うもの」が最高五二%で「自分の思う通りにする」というものを二〇%もひきはなしています。また、昭和二十七年に国立世論調査所が行った「婦人と青少年」の調査で、一般的にいって、子供が結婚したいと思う相手に親が反対した時に、親のとおりにするのはいいか、子供の考えに従った方がいいかという質問に対しては、子供の考えに従った方がいいと考えているものが市部郡部を合わせて五四%で過半数を占め、親のとおりにした方がいいというものは二一%で、残りは分らないと答えています。この割合は市部郡部別にみますと、余り大きい違いはありませんが、子供の考えにしたがつた方がいいと考えているものは、市部において郡部よりやや高くなっています。同じことは、女子が結婚したら、夫の家の慣習や家風に従わなければならないと考えるかどうかについてもいえます(第18表)。

また従来のように、長子だけを特別に扱うということは法律上なく、子供はみな等しい相続の権利と義務をもつことになったのですが、このことについて前と同じ「封建性についての調査」をみますと、市部郡部を通して男女ともに、長男を特に大切にしています。市部郡部を通して男女ともに、七八%から八九%となっていますが、家族制度の圧力をより多くうけていると思われる郡部では、長男を特に大切にしなければならないと考えている女子が、男子よりも八%も多くなっています(第7図)。

第18表 結婚や、家風についての意見

項 目	数	男		女	
		市 部	郡 部	市 部	郡 部
総 数		434	697	660	1,017
	%	100%	100%	100%	100%
自分が結婚したい相手に親の意見に従う		22	36	33	51
自分の思う通りにする		54	46	43	31
その他		18	12	14	8
わからない		6	6	10	10
女は結婚したら夫の家の慣習に従うべきではない		23	32	31	42
従った方がよい		39	37	37	35
事による		31	27	29	21
従わなくてよい		6	4	2	1
わからない		1	0	1	1

労働省婦人少年局「封建性についての調査」

解が相当に広くもたれており、そこから扶養に関する紛争がおき、また老後の不安ということから家族制度復活を唱えるものも生れています。

つぎに都市の婦人を中心とした家庭生活の実態や意識について少しくわしくみることにしましょう。

1 婚 姻

婚姻については、従来では親の意志によつて決定されるのが普通で、旧民法では、戸主の同意がなければ結婚することができませんでしたが、現民法では、両性の合意のみに基いて成立することになり、「家」の觀念を離れて新しい家庭をつくり、また夫婦いすれの姓を称してもよくなりました。しかし、労働省婦人少年局が昭和二十五年に行つた「封建性の調査」によれば、自分が結婚したい相手かどうかについても親の気に入らない時はどうするかという問に対して、男子の場合は、市部郡部のいずれでも、「自分の思う通りにする」ものが、五四%と四六%で最も多くなっているのに対して、女子は、嫁給生活者の多いと思われる市部では、「自分の思う通りにする」ものが最高の四三%であるのに対して、農業や漁業の多いと思われる郡部では、



第20表 家事調停事件、家事審判事件の受理件数¹⁾

家事調停事件						
	離婚	婚姻約不 履行に基 く材料	家事審判 法第23条 に掲げる事 項 ²⁾	夫婦同居 その他に 関する事 項 ³⁾	扶養に 関する 処分	総 数
昭和26年 ²⁾	15,359	4,651	3,556	2,345	2,224	45,783
昭和27年	14,956	4,904	4,177	2,171	2,030	45,058
昭和28年	15,125	6,128	4,333	2,208	1,996	45,478
昭和29年	15,981	5,932	4,437	2,359	2,455	47,787

家事審判事件						
	相続の放 棄の申述 の受理	子の氏名 変更につ いての許 可	養子をつ るについ ての許可	後見人、保 佐人又は 後見監督 人の選任	特別代理 人の選任	総 数
昭和26年 ²⁾	198,834	43,691	38,805	18,988	16,706	355,577
昭和27年	168,963	41,905	35,011	28,716	16,539	342,190
昭和28年	175,114	43,914	32,797	30,090	18,364	356,603
昭和29年	161,498	45,992	31,819	47,780	21,959	365,648

- 注 1) 旧受も含む。
 2) 各年1月から12月までの計である。
 3) 婚姻養子縁組の無効又は取消、協議上の離婚もしくは離縁の無効又は取消、認知、認知の無効又は取消をいう。
 4) ここに掲げた事件以外の件数をも含めた総数である。

家庭裁判所家庭局第二課調

解しているものも多いということになります。この場合、男女の別にはあまり差がありません。このように、扶養についてはつきりした知識をもっていないために、将来に不安を抱き、そこから旧来の家族制度の復活をとるものがでてきているようです。

3 家庭裁判所

婚姻、相続、扶養等についての家族間の問題や紛争の解決は、以前は親族間の協議——親族会——によつていましたが、戦後、昭和二十二年にできた家事審判法によつて、家庭裁判所で扱うことになりました。すなわち、離婚や扶養に關する処分などについては家事調停を、養子や相続の放棄などについては家事審判を行つて解決することになったのです。この家庭裁判所にもちこまれた、調停や審判を事件別にみます

第19表 扶 養 に つ い て の 意 識

	計	扶養の義務がある	扶養の義務はない	はつきりがあると思 う	はつきりがないと思 う	全然わ からない
	%	%	%	%	%	%
地域別 { 都 市 部	100	19	24	29	17	11
	100	16	15	48	11	10
学歴別 { 小 卒	100	14	11	47	12	16
	100	14	17	47	12	10
	100	23	27	28	16	6
	100	27	28	21	19	5
性別 { 男	100	17	21	40	14	8
	100	17	17	42	13	11

郵政省簡易保険局調「老後の生活についての世論調査」

2 扶 養

また親に対する扶養の義務についての意識を、郵政省が国立世論調査所に依頼して昭和二十八年に行つた「老後の生活についての調査」についてみますと、九〇%以上のものが、どんな場合にも子は親を養うのは当然であると考えており、子が年とつた親を養うことは道徳的人間的に当然のことと思つてゐるものが圧倒的に多いようです。しかし、現行の法律の上で、子の親に対する扶養の義務があるかないかということになると、比較的知識の高いと思われる層においてさえ、大分誤解があるようです。すなわち「扶養の義務がある」とはつきり考えてゐる者は一七%で、反対に「ない」と考えてゐる者が一九%あり、さらに、はつきりはわからないが「あるだろう」と思つてゐるものは四一%、「ないだろう」と思つてゐるものは一三%、また全然わからないものが一〇%となつてゐます。これをそれぞれあわせると、五〇%はあると考え、三三%はないと考えてゐることになり、全体の三分の一は、現在法律の上では、子が親を養う義務はないと考えてゐるわけになります。さらにくわしくみれば、「ある」「ない」の両方ともはつきり答へてゐるものは、都市より都市に、学歴の低いものより高いものに多くなつてゐます。つまり、意識の高いと考えられる層では「ある」とはつきり答へてゐるものも多くなり、「ない」と誤

第21表 妻の家事的生活時間の平日と休日の比較

		平 日		休 日	
		中 小 工 場	大 工 場	中 小 工 場	大 工 場
家事作業時間	炊 裁	177	183	168	179
	洗 濯	117	183	95	154
	買 物	55	48	50	47
	掃 除	47	53	54	57
	そ の 他	58	51	53	41
	家 事 作 業 小 計	42	33	28	33
	時 間 合 計	496	551	448	511
		(8時間16分)	(9時間11分)	(7時間28分)	(8時間31分)
育児時間	授 乳	17	—	20	—
	子 供 の 相 手	69	—	60	—
	育 小 児 時 間 計	86	99	80	72
		(1時間26分)	(1時間39分)	(1時間20分)	(1時間12分)
家 事 的 生 活 時 間 合 計		582	650	528	583
		(9時間42分)	(10時間50分)	(8時間48分)	(9時間43分)

労働省婦人少年局「中小工場労働者家族の生活」

と、調停事件では、毎年、受理される件数のうち三分の一は離婚で最も多く、審判事件では、相続の放棄の申述がきわだつて多く約半分を占めています(第20表)。離婚事件も相続の放棄も、婦人からの中立てが男子からのものよりずっと多くなっています。

(二) 主婦の生活時間

つぎに主婦の生活時間を、労働省婦人少年局で行つた労働者家族生活実態調査—大工場、および中小工場—についてみますと、育児時間をふくむ家事的生活時間はそれぞれ九時間四二分、一〇時間五〇分になつていて、これは夫が収入をうるために費す時間とあまり差がありません。労働者の主婦の生活時間を夫の生活時間と比較した場合、最も特徴的な相違は、平日と休日の変化が少い点です。すなわち、夫の方は休日になると労働時間がほとんどありませんが、主婦は休日でも家事労働に長時間を費しており、大部分の主婦が、いわゆる「ふだんも休みもない」生活をしているといえましょう(第21表)。

(三) 勤労者の家計

1 家計収支

つぎに家計についてみますと、戦後十年間の国民の経済生活は、終戦直後の悲惨な状態から立ち直つて、衣食住ともに次第によくなつたというのが一般の状態でしょう。すなわち戦後の十年間は、最も食糧事情が劣悪であつた第一期(終戦から昭和二十四年まで)、勤労者の収入が次第に増加して、ようやく赤字解消にいたる第二期(二十五年から二十七年初めまで)、めざましい消費増大の第三期(二十七年中頃から二十八年まで)、および消費増大から貯蓄増加へ転換の第四期(二十九年以後)に大別されるとするむきがあります。この推移の中で勤労者の生活はどのようであつたか、まず第22表消費者物価指数をみると、朝鮮動乱がはじまる前の昭和二十五年の指数は底を示し、以来被服を除いて上昇を続けています。

一方、勤労者の実収入も二十六年頃から次第に増加し、第23表中の実収支過不足率にみるように黒字を示しています。消費支出も二十七・八年でめざましく上昇し、二十九年も上昇を続けています。二十九年は戦前(九一十一年)と同一水準で、エンゲル係数も二十六年より約五%下廻つています。

第24表は勤労者世帯の家計を示したのですが、昭和二十六年に世帯主収入だけでは消費支出は賄えない状態(二三・〇三〇七九三円—四、四〇一円)であつたのが、二十九年には世帯主収入と消費支出総額とがほとんど同額(二三・〇三〇四—二三・〇六七円)となつていて、預金も相当ふえています。第8図によつて支出内訳の比率をみますと、二十九年の方が食糧費が四%減り、教育、娯楽、衛生等をふくむ雑費が三%ふえていて、文化的支出の面の増大が生活水準の上昇を示していると認められます。

このように全体的には家計は好転してきていますが、労働者の賃金格差は依然として大きく、また文化的欲求の増大

とも相まつて、主婦で内職による収入増加をはかるものが少くありません。これらの要求にこたえるため労働省では「内職公共職業補導所」（内職相談所）を府県に設置しました。これは昭和三十年度には五カ所でしたが、三十一年度には八カ所に増加しました。

2 家計管理

つぎに勤労者世帯の家計の管理は、多くの場合主婦の手で行われているとみることができます。すなわち、これらの世帯では、大部分世帯主の収入によつて家計がまかなわれているので、主婦への給料の渡し方によつて管理の状況がう

第24表 勤労者世帯収支（全都市）

項 目	昭和26年平均	昭和29年平均
収入総額	24,802	41,017
実収入総額	16,531	28,283
勤労収入総額	15,777	26,819
世帯主収入	13,793	23,030
その他の世帯員収入	1,734	3,275
内職収入	250	514
その他の実収入	754	1,464
実収入以外の収入総額	8,271	12,734
支出総額	24,802	41,017
実支出総額	16,235	26,428
消費支出総額	14,401	23,067
食料費	7,554	10,501
被服費	2,017	2,891
光熱費	724	1,160
住居費	722	1,345
雑費	3,384	7,170
負担費総額	1,834	3,361
租税	1,615	2,456
公課その他の負担費	219	905
実支出以外の支出総額	8,567	14,589
預金	937	2,109
その他の支出	592	3,449
翌月への繰越金	7,038	9,031

総理府統計局調 労働省婦人少年局編

第22表 消費者物価指数（全都市）

昭和26年平均=100

	総合	食料			被服	光熱	住居	雑費
		計	主食	非主食				
昭和23年平均	69.9	77.3	—	—	73.4	63.0	60.3	53.7
" 24 "	92.2	97.0	—	—	99.4	79.9	78.6	81.5
" 25 "	85.9	86.8	—	—	78.5	86.6	80.2	85.1
" 26 "	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
" 27 "	105.0	103.8	109.9	100.1	85.5	118.3	109.2	116.8
" 28 "	111.9	110.0	121.4	102.9	85.2	132.7	120.7	127.5
" 29 "	119.1	119.0	131.3	111.3	86.1	136.3	127.5	135.5

総理府統計局調

第23表 勤労者世帯生計費関係指数（全都市）

昭和26年平均=100

	消費者物価指数	実収入	世帯主収入	実質実収入(水準1)	消費支出(2)	実質家計費指数(2)	実収入超過率(3)	エンゲル係数	負担費率(4)
昭和26年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	+ 1.8	50.1	11.6
" 27 "	105.0	126.0	125.6	120.4	121.0	115.2	+ 4.0	46.8	10.8
" 28 "	111.9	157.4	154.7	140.7	148.8	133.0	+ 5.1	45.0	9.4
" 29 "	119.1	171.1	167.0	143.7	157.6	132.5	+ 6.6	45.5	9.7

- 注 1) 実収入指数を消費者物価指数で除したもの
 2) 5 人30日換算
 3) 実収支差を実収入で除したもの
 4) 勤労収入に対する負担費率、但し社会保障費は含まれていない
- 総理府統計局調 労働省統計調査部編

第25表 戦後における出生率と乳児及び新生児死亡率の推移

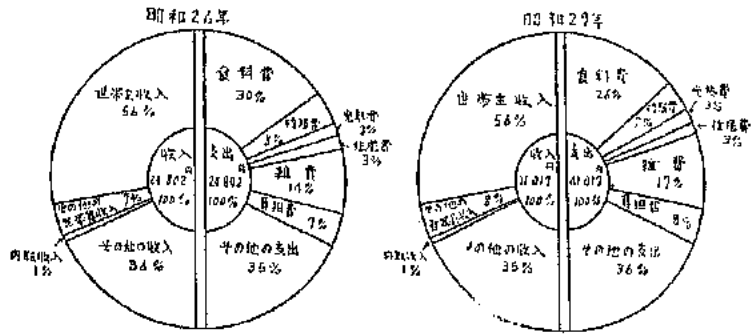
年次	出生率 (人口1,000対)	乳児死亡率 (出生1,000対)	新生児死亡率 (出生1,000対)
昭和22年	34.3	76.7	32.3
23年	33.5	61.7	28.2
24年	33.0	62.5	27.6
25年	28.1	60.1	27.4
26年	25.3	57.5	27.5
27年	23.4	49.4	25.4
28年	21.4	49.1	25.5
29年	20.0	44.7	24.2

厚生省統計調査部調

が昭和二十八年に行つた「中小工場労働者家族生活実態調査」の結果からみましよう。
計画出産の基礎になるのは、妻あるいは夫が、何人位の子供を適当と考えるかという問題です。この調査の対象となつた主婦の答は、三人が最も多く四三・五%、二人が二一・二%、四人が一〇・四%、一人が三・四%で、この合計が七八・五%に達し、不明(一六・五%)を除いて考えると、四人以下の子供を希望する主婦は九〇%を上廻つています。(戦前の出産児数は四・三人でした)そしてこれらの主婦のうちの四一%が、産児制限をしていると答えています。さらに毎日新聞社の昭和三十年の世論調査によると、理想子供数は二子と出ており、小家族への欲求はかなり強くなつて

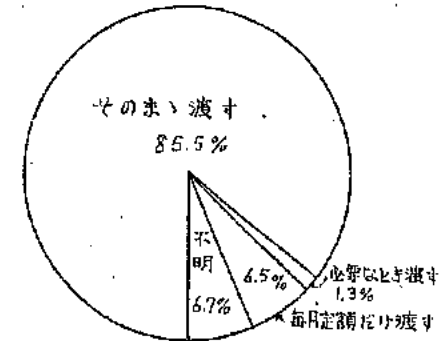
きていることがわかります。また同調査によると避妊の実行者は、既往実行者も加えると、該当夫婦の五二・五%を示し、加速度的に普及をみせています。計画出産が多くの家で実施されていることは第25表にみるように、わが国の出生率が戦後年々低下してきていることからもうかがえます。同時に乳児死亡率や新生児死亡率も次第に減つてきており、「少く生んで立派に育てる」という傾向がみられるのは喜ばしいことです。
以上にみるように、都市における婦人の家庭生活には、この十年間にかなりの変化がみられますが、その実態にも、また意識にも、改善の余地が相当にあり、このことは種々の社会的条件との関連において考える必要があります。

第8図 勤労者世帯の家計(全都市)



総理府統計局調査労働省婦人少年局編

第9図 主婦への給料の渡し方



労働省婦人少年局「中小工場労働者家族の生活」

かが見えますが、第9図に示すように、給料を「そのまま渡す」ものが八五・五%、それに「毎月定額だけ渡す」というものを合せると九二%になつており、大部分の主婦が一応家計の管理を行つていゝとみられましよう。

(四) 家族計画

家族に関する問題のうち、近年各方面で非常に関心の高まつてい

六、農村婦人の生活

(一) 農業と婦人

日本の人口の中で、農家の人口は、半数近い約四六%を占めています。すなわち、農家の総世帯員数は約三、八〇〇万人、世帯数は約六〇〇万となっています。一方日本の耕地は狭く、ために日本の農家は、経営規模が非常に小さいのが特徴です。

農林省統計調査部の調査によりますと、終戦前後には減少の傾向にあつた耕地面積は、その後多少増大しましたが、一方農家数は、終戦後増加がいちじるしく、この結果一農家当りの耕地面積は戦前約一一反であつたのが、戦後は八・三反にまで下りました。

戦後の大きい改革として昭和二十二年にはじめられた農地改革は、農村の生活に種々の変化をもたらしました。土地の所有関係の変動はいちじるしいものがあり、戦前は三〇%であつた自作農が全農家の六〇%をこえるようになり、これに自作兼小作農家を加えると、九四%の農家が自営農民として充足し、同時に旧来の地主小作の身分的階級制度がなくなつたのです。

この画期的農地改革を経たのちの農村を、昭和二十五年に行われた農業センサスの結果によつてみますと、自作農では五反から一町の農家が最も多くて、自作農全体の約三〇%を占め、自小作農でも同じ五反から一町の農家が最も多くて三八%を占めており、改革前よりは自作農は経営のやや大きいところに集中し、小作農はやや小さいところに集中していますが、依然として零細農が多いのです。この零細な集約的な農業を営むために、農業労働は家族の無給の労働を要求し、婦人の負担は重く、さらに家族単位で運

第26表 農 林 業 就 業 者 数

年 平 均	性 別	労働力人口 千人	農 林 業 就 業 者 千人	労働力人口 に対する割合 %	内 家 族 従 業 者 千人	農 林 業 就 業 者 に対する割合 %
昭和24年	男	22,060	8,790	39.8	3,440	38.4
	女	14,750	9,470	64.2	8,060	85.1
昭和25年	男	21,930	8,650	39.4	3,340	38.6
	女	14,230	8,770	61.6	7,390	84.3
昭和26年	男	22,130	8,090	36.6	3,090	38.2
	女	14,480	8,080	55.8	6,880	85.1
昭和27年	男	22,420	8,190	36.5	3,160	38.6
	女	14,860	8,180	55.0	7,100	86.8
昭和28年	男	23,220	8,460	36.4	3,370	39.8
	女	16,020	8,670	54.1	7,670	88.5
昭和29年	男	23,230	8,200	25.3	3,230	39.4
	女	16,340	8,470	51.8	7,490	88.4

総理府統計局「労働力調査報告」

賃を要求し、婦人の負担は重く、さらに家族単位で運賃していくために、旧来の家父長的な秩序がそのまゝうけつがれていくところも多く、それに伴う嫁姑の問題もまだまだ残つていくところが少なくなく、一般に農村婦人の生活は多くの問題を残しています。

これらの農家の人々のうち農業に従事しているものは、昭和二十八年に一、八九四万七千人で、男女はほぼ半分ずつを占めています。一方労働力調査によつて、労働力人口の中で農林業に就業している者の割合をみますと、女子の方がはるかに多く、日本の働く婦人の半数以上は農林業に従事していることとなります。これに、同じ農林業に就業していても、女子の場合は男子に比べて、家族として農林業に従事しているものが非常に多くなっています(第26表)。

(二) 農家の婦人の生活様式と意識

これらの婦人は、農業経営の種類によつて多少の差はあつても、男子と同じ程度の重い農業労働に従事しながら、家事や育児を負担しています。そのために労働

相談をうけない 4%

相談 13%

その他 17%

無回答 18%

意見はのべない 15%

積極的意見 32%

皆で相談する 3%

その他には意見を述べていないもの一人だけ含め

働時間が長く、一日十二時間から十五時間も働いていることがめずらしくありません。その結果、睡眠、休息、教養娯楽の時間が少くなっています。

このように家庭内で発言権も少く、食事や買物程度の事しかまかせられていない状態の中で、農村の婦人は、結婚の相手をもとにえらぶか、また相続をどうするかというようなことについて、どういう考え方をしているでしようか。

結婚については、前項「家庭生活」の中でも少しふれましたが、労働省婦人少年局が昭和二十五年に行つた「調理性の調査」によれば、自分が結婚したい相手がどうしても親の氣に入らないときに、それでも、自分の思う通りにするとい

つてゐるものは、郡部では市部にくらべて一二%も少い三—一%なのですが、このことは前記「農村婦人生活実態調査」でも、結婚の相手をえらぶのに、本人の自由だから自由にするというものが二一%であるのに、親がきめるのがよいというものが五二%もあることや、さらに昭和二十七年に世論調査所が調査した「婦人と青少年」の中でも、結婚の相手を親がきめた方がよいという考えのものが、郡部において市部よりも八%も高い割合を占めてゐることを思いあわせるのと、一般に農村では、自分の考えよりも親の意向を重んじる方がよいとする考え方が強いようです。

このような結婚についての考え方を規制するものとして、農村における通婚圏や交際範囲の狭さからくる社会性の欠除があげられましよう。労働省婦人少年局が岩手、山形、群馬、愛知、岡山の五カ村において行つた調査によれば、五カ村の通婚圏には、自然環境や、農耕地帯別などによつてそれぞれの特徴がありますが、通婚圏は各村とも、村を中心とした半径三里～五里（一二Km～二〇Km）の円の中にほとんど包まれてしまふ範囲です。県外からの婚入は五カ村合計四二九件のうちの三%、県外への婚出は三六八件のうちの一%にすぎません。また同じ調査の中の事例調査（四六名の婦人）によれば、結婚の相手は親戚や姻戚などいわゆる身うちの者が多く、家とのつながりのない全くの他人は一八名で、結婚の動機も親がきめたから（二〇名）、「家」の存続のため（七名）、親戚だから（四名）などというのが多く、本人同士できめたというのは四六名中一名にすぎません。

しかし、農村におけるこのような結婚に対する意識も、青年層の間では次第に変つてきているようです。すなわち、昭和三十年五月に発行された家の光調査資料「農村人の結婚意識に関する調査」によれば、「将来あなたはどのような結婚で結婚にのぞめますか」という問に対して、「男女同性の愛情の結合として」「社会人としての人格完成のため」というような答が多くみられ、青年層の基本的な結婚の考え方には、それを社会的なものとして考える一方、本来的には当事者たちの愛情の結びつきが基盤であるという理解の仕方がうかがえ、青年たちの多くは恋愛結婚をのぞんでいて、旧来の見合結婚の形式も次第に変形しつつあるようです。しかしこの調査でも、年代を異にする親たちの考え方

第27表 相続の放棄についての申述の受理件数

年 計 (1月—12月)	新 受 件 数				
	計	男 か ら	女 か ら	双方から	そ の 他
昭和26年 ¹⁾	191,000	62,252	128,263	85	—
昭和27年	161,413	52,915	108,472	26	—
昭和28年	166,891	55,092	111,791	8	—
昭和29年	152,308	50,570	101,737	—	1

注 1) うちわけは判明したものだけの数なので、計に一致しない。

最高裁判所家庭局第二課調

には、依然として「家」中心の考え方が強く残つていて、長男の結婚は次三男の結婚とは甚しい差異があり、「家」の意識が最も強く作用することがあきらかにされています。

したがつて相続についても、あつとりに家を継がせて親子一緒に暮らすことを当然とする考え方が強く、労働者婦人少年局の前記調査によれば、長男が相続しているものが八五%で、次三男は一七%、女子は僅かに八%にすぎず、次三男や女が相続するのは、長男が死亡その他でない場合に限られ、旧民法時代の序列が残つています。

また新しい民法では、財産は均等に相続することになり、そのために農家の場合には、農地を分割しなければならないこともあるわけですが、このことについて、国立世論調査所で昭和二十七年に、全国専業農家の二千名の男女を対象に行つた、農地相続についての世論調査についてみましよう。財産相続の法律が變つたことについては、聞いたことのあるものが七〇%、聞いたこともないものが三〇%ですが、夫が亡くなつた場合の妻の分前については、それを必要と考えるものは五八%、時によつて必要と考えるもの一九%、必要なしと考えるもの一九%となつていて、考えとしては、妻にも財産を分けるべきであるというものが過半数を占めています。しかし、財産の中でも農地を相続する場合には、大分異つた考え方がみられ、一人で全部うけつぐ方がよいと考えるものが五八%もあり、分けたくは

ないが時によつては分けてもよいというものが一二%、分けてもよいというものが一八%となつていて、分けない方がよいとか、分けたくないとかいう理由としては、経済的に成り立たないとか、先祖の財産だからといったことがあげられています。事実、家事審判事件の中で、相続の放棄についての申述の受理は最も件数が多く、全件数のほぼ半ばに達していますが(前項第21表)、申立をした人を男女別にみますと、第27表にみられる通り、毎年女からの件数は男からの件数の二倍位になつています。このことは、旧民法のままの男子優先の相続が多く行われていることを示していると思われませんが、農家の場合は、農地の相続を放棄して、他の財産を分けてもらうことによつて、農地の細分化をさけ、農業の経営が成立たなくなることとをふせいでいるともいえます。事実、新民法が施行されてから心配されている農地の細分化は、ほとんど行われていないことがあきらかにされています。

(三) 農家の家計

つぎに家計についてみますと、前項「家庭生活」でのべた労働者世帯の場合とほとんど変らぬ推移を示していることが第28表農村物価指数、第29表農家経済決算、および第30表農家の家計費の三表によつてうかがえます。農家の家計支出が労働者世帯のそれと異なるところは、労働者の場合は半分以上を消費支出に当てているのに、農家ではそれが三分の一でまかなわれている点ですが、この大きな開きは、大部分が食糧費の差によるものです。

家計の管理は、労働者婦人少年局の「農村婦人生活実態調査」の結果によれば、九一%が男子、そのうち八八%は男世帯主がにぎり、女の手にある場合は、わずか八%にすぎません。

ここにふれたことから、農村の婦人は一般的に、都市の家庭婦人や労働婦人よりも恵まれない生活環境にあつて、意識も遅れていることがうかがえますが、戦後の年月は農村婦人の地位にも変化を与えてきています。まゝにあげた婦人少年局の「農村婦人生活実態調査」によれば、法律は變つても村の婦人の立場はよくならないというのが、大部分の

第28表 農村物価指数(家計用品)

昭和26年平均=100

	主食	非主食	被服	家計熱	住居	雑品	家計用品	購入品(農業・家計用品)総合
昭和27年平均	106.6	95.5	85.7	118.3	102.5	121.3	102.3	104.2
" 28 "	120.8	94.9	87.1	128.9	108.8	123.3	105.3	106.4
" 29 "	126.1	103.0	84.2	129.1	109.3	129.1	108.2	109.2

農林省統計調査部調

第29表 農家経済決算(全府県)

—1戸当り平均—

	昭和26年度		昭和29年度	
	現金	総額	現金	総額
収入	161,788	254,179	235,121	349,315
農家所得	153,703	243,718	218,698	327,073
被贈扶助金等	8,085	10,461	16,423	22,242
支出	135,007	227,133	195,034	308,503
負債利子	475	479	1,454	1,458
租税公課計負担	21,546	21,595	24,977	25,071
家計支出	112,986	205,059	168,603	281,974
農家の総収支差引額	26,781	27,046	40,087	40,812

注 財産的収支は含まない。

農林省統計調査部調 労働省婦人少年局編

第30表 農家の家計費(全府県)

—1戸当り平均—

	昭和26年度			昭和29年度		
	現金	総額	比率(%)	現金	総額	比率(%)
家計費総額	112,986	205,059	100.0	168,603	281,974	100.0
飲食費	32,565	113,264	55.2	47,289	146,344	51.9
被服費	24,872	25,723	12.6	31,074	32,740	11.6
光熱費	4,286	11,568	5.6	6,122	13,744	4.9
住居費	13,029	13,413	6.6	20,951	21,494	7.6
その他	38,234	41,091	20.0	63,167	67,562	24.0

農林省統計調査部調

婦人の声でしたが、一部の村には「集会に婦人も多く出るようになったし、活発に発言するようになった」「嫁の仕事が昔より楽になつた」「婦人の地位がみとめられてきた」とのべているものがあり、農村の婦人にも次第に明るい生活が訪れてきているようです。

また、農村婦人の生活を高めるために、農林省では昭和二十三年から生活改良普及員を全国に配置して生活指導を行っています。その数ははじめの約五〇〇人から年々ふえて、現在では一、二〇〇人余りの普及員が活動しています。一方、昭和二十四年にはじめて組織され、二十六年に全国的な連絡協議会を結成した農協婦人部は、年を追って発展して二十七年三月には一八二万人、二十九年九月には二二二万人の婦人が農協婦人部に加わって、救済をつみ、社会的経済的地位を高めるために熱心な活動をしています。

しかし、農村婦人の地位は農業経営の問題と切り離しては考えられず、農村の生活全体が高められなければ根本的な解決はのぞめないでしょう。

婦人だけで組織された団体は、かなり古くからあり、明治十九年婦人矯風会、三十四年愛国婦人会、三十八年日本基督教女子青年会、大正八年新婦人協会、同十二年婦人参政同盟などの創立にみられるように設立の目的が異なる各種の組織が戦前からあつたのですが、おもに知識層の婦人によつて組織され、大衆婦人の参加は余りみられませんでした。

その上これらの団体も、戦時中（昭和十六年）「婦人団体統合に関する要綱」に基いて、解散を余儀なくされ、かつて全国の婦人を動員する「大日本婦人会」が結成され、戦争協力に役買いました。終戦とともにこの団体は解散され、民主的な団体の結成が奨励されました。それ以来新しく各種の婦人団体がつぎつぎに生れ、めざましい発展を示してきました。

第31表でみると、婦人団体はその団体数において現在は昭和二十四年の約三倍となり、飛躍的増加といえますが、この数字に農業協同組合婦人部及び労働組合主婦会を加えると、昭和三十年三月現在、実に単位組織総延数は三三三、七二七、七二七、二〇九人であつて、これは婦人有権者二、四二〇万人の約四割に当るとになります。と會員総延数は一〇、四三三、一〇九人であつて、これは婦人有権者二、四二〇万人の約四割に当るとになります。これには労組婦人部、女子青年団等は含まれないので、重複加入を考慮に入れても婦人の組織加入率は非常に高いとみられ、婦人団体の社会的影響力の大きさが思われます。

(1) 住居の所在地、世帯主または本人の職業、あるいは未亡人であること等、何らかの基本的な生活条件を共通にする

年 月	団体数	会 員 数	調査官庁	備 考
昭和24年 1 月	8,495	6,040,557		未報告一県を含む
昭和25年 1 月	11,583	6,198,179	文 部 省	
昭和26年 3 月	11,830	5,524,752	社会教育局	未報告九県を含む
昭和27年 3 月	22,215	8,139,234		
昭和29年 8 月	24,144	7,618,110	労 働 省	地域婦人団体、未亡人団体及び7 有志団体（全国友の会、日本キリ スト教女子青年会、日本キリスト 教婦人矯風会、日本大学婦人協会、 日本婦人平和協会、日本婦人有権 者同盟、婦人民主クラブ）
昭和30年 3 月	24,979	7,636,593	婦人少年局	

者によつて作られている団体（地域婦人団体、農業協同組合婦人部、労働組合関係主婦会、未亡人団体等）。

これらの諸団体においては単位団体の多くが上部組織に加盟しており（町村―郡市―都道府県連合会、協議会等）、更に、全国的な連合会や協議会等の中央組織に、それぞれ加盟しています。右のうち、労組関係主婦会（国鉄労組や鉱山関係労組の外郭団体として各地にできてゐる家族組合や主婦会）は親組合に付属しているものであるため、組合の系統ごとの県單位及び全国組織に加盟していても、労働者家族全般を組織した独立の上部組織は作つていません（第32表の1）。

(2) 基本的な生活条件には関係なく、共通の目的のもとに集つてゐる、いわゆる文化団体（日本婦人有権者同盟、全国友の会、日本大学婦人協会、主婦連合会、婦人民主クラブ、日本婦人平和協会、婦人団体連合会等）。これらの諸団体は全国組織をもつもので、その多くは地方に支部があります。第32表の2にあげてゐるのは大きい組織のものです。

以上のほかに、政教婦人部、職業団体（日本看護協会、日本美容師連合会等）などがあり、さらに婦人団体ではありませんが、婦人が多く参加する団体として生活協同組合（地域、職業）が各都道府県にあり、以上種々の婦人団体の中で地域婦人団体は最も大きいもので、全国婦人団体連合会員の七割近い六七二万の会員を擁しています。

第32表の1 婦人団体結成状況
(基本的生活条件が共通なもの団体)

(昭和30年3月現在)

団 体 名	単位団体数	会 員 数
地 域 婦 人 団 体	18,436	6,719,252
農 協 婦 人 部	8,326	2,661,186
米 亡 人 団 体	6,536	876,042
労 組 関 係 主 婦 会	422	185,330

第32表の2 婦人団体結成状況
(共通の目的のもとに集っているもの団体)

団 体 名	支部数	会 員 数	年 月(現在)
全 国 友 の 会	156	12,071	昭和30年11月
日本基督教女子青年会	21	約 12,000	昭和30年11月
日本基督教婦人矯風会	160	約 7,000	昭和30年11月
日本大学婦人協会	29	約 1,500	昭和30年11月
日本婦人平和協会	11	約 500	昭和30年3月
日本婦人有権者同盟	1) 36	約 3,500	昭和30年11月
婦人民主クラブ	67	約 5,000	昭和30年11月
全日本婦人団体連合会	2) 35	約 200,000	昭和30年11月
主 婦 連 合 会	2) 約200	不 詳	昭和30年11月

注 1) その他に本部直属の会員制度がある。

2) 加入団体数
労働省婦人少年局調

(二) 婦人団体の活動

終戦直後の婦人団体の活動としては、当時の世相を反映した食糧問題、物価値下げ運動などの生活問題や、初の参政権行使をめぐる婦人の公民知識の普及などが取上げられました。そして、二十四年四月の第一回婦人週間以来、各地域

の団体でも、一般的教養や生活改善運動のほか、さらに進んで政治的関心を高め、社会福祉の増進をはかるための活動が、活発に行われるようになりました。また、昭和二十三年の「婦人の日設定運動」「社会施設費増額運動」などをはじめとして、多くの婦人団体が同じ目的のために協同で活動した例も相当あり、昭和二十七年の暮れには、二四団体が一緒になつて売春禁止法制定促進委員会が結成され、婦人議員と提携して各方面に働きかけ大きな政治的圧力となつています。加盟団体も昭和三十年には三二団体にふえ、各地に支部が結成されています。

また、憲法や民法の改正が問題になつていくことに對して、家族制度復活反對のために二二団体が連絡協議会を組織して、二十九年以来活躍しています。

婦人団体の政治的関心を示すものとして公明選挙運動があり、日本婦人有権者同盟、全国地域婦人団体連絡協議会、主婦連合会、キリスト教婦人矯風会、婦人民主クラブ等をはじめ多くの婦人団体が、選挙のたびに公明選挙推進のための活発な活動を行っています。また平和運動を主な目的として組織されているものに、婦人団体や労働組合婦人部など三五団体からなる婦人団体連合会があります。

昭和二十九年に、婦人少年局が全国の婦人少年室を通じて行つた調査によつて、各婦人団体がとりあげてきた問題が多い順にみると、生活改善または新生活運動、売春問題、政治の浄化、平和問題、原水爆問題、町村合併にともなう諸問題、物価問題、憲法改正問題、母子福祉問題、青少年問題等で、このほか女教師の待遇問題、内職の問題、公衆衛生思想の普及、社会保障の拡充、その他があります。そして婦人の組織を通じての力強い要望や統一行動が政治の面に効果をおよぼしたり、世論喚起に役立った例がいくつもあります(社会施設費増額、黄麥米配給阻止、電気料金値上げ反對、売春問題等)。

(三) 婦人団体に対する婦人の関心

ではこのような婦人団体に対して、婦人はどのような関心をもっているのでしょうか。

昭和二十五年婦人少年局が行った調査（面接調査）によると、農村婦人は第33表のとおり、婦人団体に関心のあるものと、全然答えないものとが大体半数ずつを占め、無関心といったものは極くわずかです。関心のあるもののうち、約三分の一は漠然とためになると思うといつておりますが、他の者は具体的な関心を示しています。

次に都市の婦人の関心については、東京都区内の婦人について昭和二十六年及び三十年に婦人少年局が行った調査

第33表 農村婦人の婦人団体に対する関心

項 目	実 数
総 数	476人
関心のあるもの	212
た め に な る	(71)
講習会、講演会、座談会を望む	(71)
生活改善指導を望む	(4)
その他の文化活動を望む	(7)
会合の運び方を改善したい	(15)
世の中のことを見聞し、村人との	(27)
つながりをつつよめるのでよい	(7)
活動をもつと盛んにしたい	(31)
そ の 他	
無関心なもの	28
忙しくて活動できない	(11)
団体の必要をあまり感じない	(7)
そ の 他	(10)
そ の 他 の 意 見	7
無 回 答	229

労働省婦人少年局「農村婦人の生活実態調査」

（婦人の市民意識についての調査、婦人の社会的関心に関する世論調査）によつてその推移をみると、対象、設問ともに同じではありませんが、概して婦人団体に対する関心は高まつてきているようで、参加意欲のあるものも約四〇％から六〇％程度に増えています。

まず昭和二十六年の調査結果では、五七％の婦人が婦人会の必要性を認めています。そして婦人会に対して希望することは第34表のとおり、自分のために役立つこと（茶の湯、いけ花、内職等）より

第34表 婦人会ですることについての希望

	%
計	100.0
自分のために役立つこと	36.5
親睦・相互扶助	8.5
社会に役立つこと	37.0
その他	11.5
それ以外	6.5

労働省婦人少年局「婦人の市民意識についての調査」

も親睦、相互扶助や社会に役立つことなどを希望するもの（合せて四五・五％）の方が九・〇％多くて、その点婦人の気持が社会的な面にかなり向けられていることを示しています。

昭和三十年の調査では、はじめに婦人団体の活動を具体的に示し、それから関連的に設問を展開する方法をとつていますが、まず主婦連合会の値下げ運動については、ほとんどのもの（八八％）が知つていました。そして知つているもののうち八三％が、このような運動は効果があると思つており、過半数の六五％のものが運動に参加したい、あるいは応援したいという意志をもつています。団体活動に対する期待が大きい

く、婦人同士まとまつて運動すれば、力を発揮して解決できるとするものが、同じく過半数の六五％を占めています。この点は、婦人会に現在加入しているものと、これから入会したいものとを合せて四三％、脱退したいものと入会したくないものと合せて四九％であつた昭和二十六年の調査の場合と比べて、市民意識の上昇のあらわれとみることができるといふでしょう。

以上にもあるように、今日多くの婦人は、婦人団体の一員となることによつて、社会との接触の機会を得ています。そして自らの視野を拓けるだけでなく、社会をすすめる大きな力となつていきます。幹部の独裁その他団体の組織や運営上多少の問題があるようですが、民主的な団体運営技術の普及や新しい世代の参加とともに、漸次脱皮して行くことが期待されています。

八、のこされた問題

以上の各項目にみるように、戦後十年の間に、婦人の家庭および社会における地位は、すいぶん高まりましたが、しかし法律上の男女平等にはほど遠く、たとえば未亡人や売春婦の問題など、まだ多くの問題がのこされています。

(一) 未亡人、母子世帯の問題

未亡人の問題は、戦争の遺産として戦後の大きな社会問題となりました。昭和二十五年の国勢調査では女世帯の数は一七三万にのぼり、全国世帯数の約一割が女子を責任者とする世帯でした。これには別居、未婚還者留守宅などもふくまれ、未亡人世帯はそのうち七割五分内外で、戦争による未亡人世帯は全体の二割ほどと推定されました。厚生省が行った母子世帯の状況調査からの推計によれば、昭和二十七年九月現在で、母子世帯の数は六九四、六六〇に減じましたが、戦争のせいでいるものが四〇%に近二七六、二六〇世帯になつています。子供のないものを加えれば、もつと多くの未亡人があることが考えられます。

突然に働き手を失ったこれらの家庭の多くは生活苦に直面しましたが、国家の援護はいろいろな理由からややおくれ、昭和二十八年になつてようやく遺族年金が支給されるようになりました。また母子世帯の更生のための母子福祉資金貸付制度も、同じ年の四月に実施され、これによつて、母子世帯は生活資金や教育資金を政府から借りることができるようになりました。またこれらの母子世帯のための母子寮も、昭和二十四年の二八五から三十年には五七八にふえており、労働省でも未亡人や遺児のための職業対策を講じていますが、昭和二十九年十二月現在、生活保護をうけているものが三〇四、八四二世帯あつて、(前記二十七年の母子世帯状況調査によれば、九二・六%が一万円以下の収入で、五

千円以下の世帯が六四・八%です)、これらの未亡人たちの生活にはなお多くの困難が残っています。

(二) 売春問題

また売春問題は、明治以後婦人解放運動家や、キリスト教社会運動家たちによつて取上げられ、熱心な公娼廃止運動が行われましたが、ついに多数の公娼、私娼をかかえたまま終戦をむかえました。

終戦後の昭和二十一年一月、連合軍の最高司令官から「公娼制度は民主主義の理想と、個人の自由に反するものであるから全廃するように」という指令があり、政府ではこれに基づいて「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」(勅令九号)を出して「売春をさせること」を禁止しました。勅令九号は独立後も効力をもつことが法律によつて規定されましたが、しかしこれは売春行為自身を禁止するものではなく、また従来の集娼地域は特殊飲食店の名のもとに営業を続け、女は従業婦とよばれて今日に至っています。婦人少年局の調査によれば、昭和三十年四月現在、駐留軍基地をふくむ集娼地域に約一三万人の婦人が売春を行っています。

この問題に対する社会の関心は近年ようやく深まり、対策の樹立を要望する声が、とくに婦人の間から、高まってきましたが、政府ではこの問題の対策を検討するために、昭和二十八年十二月関係各省及び民間の委員からなる売春問題対策協議会を内閣に設置しました。協議会では総合的根本対策を検討した結果、三十年十月には内閣に法務省、厚生省、労働省等の関係する要領」として、内閣総理大臣あて答申書を提出しました。三十年十月には内閣に法務省、厚生省、労働省等の関係官庁からなる売春問題連絡協議会が置かれて、この答申書に基いた対策が検討され一応の成案を得ましたが、さらに三十二年三月、国会議員、民間委員をふくむ売春問題審議会が設置されて、本問題について継続的に調査審議することになりました。近く政府から国会に法案が提出される見通しです。ともあれ、婦人の人権をまもり、その地位を高め、正しい男女関係を確立して、明るい社会をきすくために、適切な施策のすみやかな樹立がのぞまれます。

昭和31年4月30日印刷
昭和31年5月1日発行

十年間の婦人の歩み

東京都千代田区二丁目七番地
発行人 労働省婦人少年局
印刷人 橋本梅吉
印刷所 株式会社文唱堂印刷所
東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七

勞働省婦人少年局婦人課